

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点乃至第七点は、原判決の事実認定を非難するか又は単なる訴訟法違背の主張を出でないものであり、同第八点は、原審で主張も判断もない単なる法令違背の主張に帰し、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」と認められない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	入	江	俊	郎